

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会「中間的な整理」その2 について

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制、権限の在り方について

- 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制、権限の在り方について、国際的整合性、個人情報の特質等を踏まえた実効ある規律・監督、関連制度との一体的運用等の観点から検討。
- 以下の取りまとめ案(骨子)をベースに、政府において法制的な検討を行うことを求める。

<取りまとめ案(骨子)>(別添イメージ案参照)

(1) 第三者機関の関与

第三者機関は、個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための基本方針(個人情報保護法第6条)の策定、推進を図る立場から、総務大臣に対し以下を行うことができる。

- ・ 法施行状況の報告の求め
- ・ 各行政機関への権限行使の求め及びその結果の報告の求め

(2) 総務大臣の機能、権限

総務大臣は、現行の施行状況調査、資料提出・説明要求及び意見陳述の求め(行政機関個人情報保護法第49～51条)等の機能、権限に加え、以下の機能、権限を有する。

- ・ 政策全体の推進
- ・ 匿名加工情報の作成に関する基準の策定・運用等
- ・ 勧告
- ・ 実地調査

(3) 専門機関(新設又は改組)の総務大臣に対する機能

専門機関は、以下のような意見を総務大臣に述べるることができる。また、紛争処理機能を担う。

- ・ 匿名加工情報の提供に関する公益性判断についての意見
- ・ 総務大臣が勧告を行うに当たっての意見
- ・ 匿名加工情報の作成に関する基準、提供方法の策定に当たっての意見

(4) 行政機関の匿名加工情報提供先事業者への権限

各行政機関は、匿名加工情報提供先事業者へ以下の権限、機能を有する。

- ・ 報告及び立入検査
- ・ 措置命令

(注) これらの執行・監督体制、権限の在り方については、今後、法制的な根拠や位置付け等を整理する必要

監督機関の在り方について(イメージ案)

(別添)

未定稿

